

市外在住で市内の保育所等を申し込む方へ

◆申込みができる方◆

- 入所希望月の前月末日までに秦野市へ転入する予定がある方
- 秦野市内で就労している、または就労先が決まっている（内定している）方（※）
- 秦野市内に保護者の実家があり、里帰り出産をする方（※）

※ 市民（転入予定者を含む）以外の4月入所申込みは二次受付となります。受付期間は「保育所等利用案内」をご確認ください。

◆申込みから利用調整結果が出るまでの流れ◆

- ① **申込みをする前に、お子様と一緒に希望施設を必ず見学してください。** 見学をしていない状況（施設に見学記録がないときを含む）で申込みをしたときは、**利用調整ができない場合があります。**
- ② 申込みに必要な書類（※）を準備し、**お住まいの市区町村へ提出**してください。申込書類は市区町村から秦野市に送付されますが、**秦野市が定める申込締切日までに申込書類が秦野市に到着する**よう、**お住まいの市区町村に提出期限をご確認ください。**
- ③ 申込書類の内容に基づき、保育の必要性を点数化し、点数の高い世帯から利用調整を行います。
- ④ 秦野市役所保育こども園課からお住まいの市区町村に、利用調整結果を文書で回答します。その後、お住まいの市区町村から各世帯に結果が通知されます。

※ 申込みに必要な書類は次のとおりです。

秦野市への転入予定	必要書類
なし	(1)お住まいの市区町村が求める書類 (2)保育所等の利用申込に関する確認書（ 秦野市指定の様式 ）
あり	(1)教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書 (2)入所児童調査票 (3)保育所等の利用申込に関する確認書 (4)保育の必要性が確認できる書類（就労証明書・申立書など） (5)転入に関する誓約書 (6)転入先住所等が確認できる書類の写し （住宅の売買契約書や賃貸借の契約書など） ※(1)～(5)の書類は 秦野市が指定する様式で提出 してください。 ※(6)の書類について、保護者の実家など契約を伴わない転入の場合は提出不要です。 ※その他家庭の状況に応じて、上記以外の書類を求める場合があります。詳しくは「保育所等利用案内」をご確認ください。

裏面もご確認ください

◆注意事項◆

- 申込みに必要な書類は、**入所希望月時点の保護者の状況**に合わせてご準備ください。
例：転入予定の方で、転入前は就労していたが、転入後に退職し、求職活動を行う場合
⇒「就労」ではなく、「**求職活動**」を理由とした入所申込みとなります。
- 秦野市に転入することが決まっている場合でも、**申込みの段階で転入先の住所が決まっていないと申込みができません**ので、ご注意ください。
- 転入予定で申込みをした場合、転入後に秦野市役所保育こども園課で手続きが必要となるため、速やかに窓口（本庁舎2階）へお越しください。

◆市ホームページ内の関連ページ◆

- 保育所等への申込み

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1538046444946/index.html>



- 保育所等一覧

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000002588/index.html>



- 市外の保育所等への申込み・市外からの申込みについて

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1663153074002/index.html>



～問い合わせ先～

秦野市役所保育こども園課（本庁舎2階）

電話 0463-82-9606（直通）